

令和3年第3回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年3月12日（金）午前9時30分から10時40分

2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室

3. 出席委員（18人）

会長	岩井 壽美雄 君	会長職務代理者	北村 勉 君
3番	三浦 弘文 君	4番	川崎 良巳 君
5番	高橋 克 君	6番	高村 國昭 君
7番	佐々木 一 榮 君	8番	柏田 雅俊 君
9番	佐々木 喜克 君	10番	中里 光明 君
12番	豊川 敏雄 君	13番	竹原 誠 君
14番	時田 宏 君	15番	中川原 隆雄 君
16番	稲村 健一 君	17番	鈴木 徳治 君
18番	大沢 トモ子 君	19番	鳥谷部 甚一郎 君

4. 欠席委員（1人）

11番 沼沢 こえ子 君

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 業務報告

第3 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第12号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第13号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第14号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第15号 令和3年度五戸町農作業労働賃金等標準額の設定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	小保内 一 典 君
事務局次長	赤 坂 和 浩 君
総務班長	黒 沢 満 尋 君
主 幹	川 村 悦 子 君

7. 会議の概要

会 長（岩井） ただ今から令和3年第3回五戸町農業委員会総会を開会いたします。

本日は、大変お忙しいところ御参集くださいまして、厚く御礼申し上げます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付してあるとおりです。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

事務局（小保内） 本日、11番 沼沢こえ子委員から欠席の旨通告がありましたので、御報告いたします。

出席者は、19名中18名で、定客数に達しておりますので、総会は成立しております。

ます。

それでは、会議規則により、議長は会長が務めることとされておりますので、議事の進行をお願いいたします。

議 長（岩井） これより議事に入ります。日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。

会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） それでは、7番 佐々木 一榮 委員と14番 時田 宏 委員をお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局の赤坂次長を指名します。

議長（岩井） それでは、日程第2 業務報告については、事務局より説明をお願いします。

事務局（赤坂） 〔業務報告の朗読及び説明〕

議長（岩井） ただ今の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

18番（大沢） 昨日行われました令和2年度女性の農業委員のシンポジウムの件で御報告したいと思います。

昨日、初めて役場で、オンラインで開催されて、私と沼沢委員が出席しましたけれども、会議の中で講演がありまして、講師は、一般社団法人全国農業会議所専門相談員の澤畑さんの講演で、「人・農地プラン実質化を確実に進めるために」といテーマで、約2時間にわたって講演を聞きました。その中で、私も何回か役場で行われる「人・農地プラン」に出席したことがあるんですが、昨日の講演の中で、さらにわかりやすく講師の方が説明しました。「人・農地プラン」とは、地域や集落における農業の未来設計図であるということでした。何処の町村でも目的があると思いますが、「人・農地プラン」の最終目的は、農業を通じて、持続可能な町や地域づくりをするということだそうです。それをさらにわかりやすく説明されて、私達、農業委員や推進委員、そして行政、それぞれがスピード感を持って行動していくことが町や地域の集約化につながっていくんだということを改めて認識しました。以上です。

13番（竹原） 3月5日の認定審査会で、倉石又重地区、個人1名、法人1社、できたら名前を公表願います。

議長（岩井） この際、暫時休憩いたします。

（ 休憩中 ）

議長（岩井） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
そのほかございますか。 よろしいですか。

15番（中川原） 経営改善計画の認定審査、これは月決めで申請していただいて、翌月のいつ頃認定するというシステムになってるかどうか確

認したいと思います。

事務局（黒沢） 毎月というわけではありません。今回のを見れば、3月15日認定と3月31日認定となっております。これは、前回の有効期間が3月15日までになっておりましたので、3月15日で更新、認定するとなっておりますので。毎月ではありません。更新する月で、なければ審査会は行われないうことになります。

15番（中川原） 3月1日からの認定と月決め、例えば煩雑になると思うけれども、農業委員会もそうですが、農地の経営基盤強化促進法の申請とか月決めで決めているわけ、一応。そして翌月に有期は3月の中旬であろうが4月の中旬であろうが。だからある程度の取り決めがあつて、申請をしてくださいとか更新しなければならないのは早めに申請してくださいとか、そういうスケジュールを立ててやっているのか聞いているのだが。

事務局（黒沢） 審査会は、担当課が農林課なので、そこまでは把握しておりません。

議長（岩井） そのほかご質問ございますか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） それでは、以上で日程第2 業務報告を終わります。

議長（岩井） 次に、日程第3 報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（川村） それでは、今月の合意による解約に係る通知書について説明させていただきます。
今月の通知書の受理は、11件です。議案書の1ページ、参考資料の1ページを御覧ください。
報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、下記のとおり合

意による解約等に係る通知書を受理したので、御報告いたします。

1 番、大字上市川字畑田、田、1 筆、面積は、●●m²です。

賃貸人が管理できなくなり、親戚に贈与するため解約するものです。申請地の贈与については、議案第 11 号の 5 番で説明させていただきます。

2 番、大字上市川字赤川々原、田、1 筆、面積は、●●m²のうち●●m²です。申請地の一部が軟らかく、効率よく作業できないため解約するものです。

3 番、字古堂後、田、計 2 筆、面積は、●●m²です。

賃貸人世帯で耕作することにしたため、解約するものです。

4 番、大字上市川字中坪、田、1 筆、面積は、●●m²です。

申請地が軟らかく、効率よく作業できないため解約するものです。

5 番、大字上市川字中坪、田、1 筆、面積は、●●m²です。

申請地が軟らかく、効率よく作業できないため解約するものです。

6 番、大字上市川字中坪、田、計 2 筆、面積は、●●m²です。

4 番と 5 番の申請地に近く、効率的に耕作するために借り受けましたが、4 番と 5 番の申請地を解約するに当たり一緒に解約するものです。

7 番、大字上市川字中坪、田、計 2 筆、面積は、●●m²です。

6 番と同じ理由で、4 番と 5 番の申請地に近く、効率的に耕作するため借り受けましたが、4 番と 5 番の申請地を解約するに当たり一緒に解約するものです。

8 番、大字倉石石沢字石沢後、田、1 筆、面積は、●●m²です。

申請地が軟らかく、効率よく作業できないため解約するものです。

9 番、大字倉石石沢字石沢後、田、1 筆、面積は、●●m²です。

申請地が軟らかく、効率よく作業できないため解約するものです。

10 番、字上根前、田、計 3 筆、面積は、●●m²です。

申請地が軟らかく、効率よく作業できないため解約するものです。

11 番、大字上市川字中里谷地、田、1 筆、面積は、●●m²のうち●●m²です。申請地の一部が軟らかく、効率よく作業できないため解約するものです。以上です。

議 長 (岩井) ただ今の報告 4 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(「なし」の声あり)

議長（岩井） よろしいですか。

議長（岩井） 特に発言が無いようですので、報告第4号を終わります。

議長（岩井） ここで農地調査会、今月の調査委員は、9番 佐々木喜克委員と17番 鈴木徳治委員です。
調査委員席に御着席ください。

(調査委員着席)

議長（岩井） 次に、日程第4 議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（川村） それでは、今月の農地法第3条の許可申請について、説明させていただきます。

議案書の5ページ、参考資料の19ページを御覧ください。

議案第11号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定より、下記農地の申請があったので審議を求めるものです。

今月の許可申請は、1議案5件です。1番と2番は、交換による所有権移転に関する件、3番と4番は、売買による所有権移転に関する件、5番は、贈与による所有権移転に関する件です。

1番、大字上市川字沼頭、畑、1筆、面積は、●●㎡です。

2番、大字上市川字沼頭、畑、1筆、面積は、●●㎡です。

1番の申請地と2番の申請地を交換するものです。

3番、大字浅水字小田沢、字柏木沢、大字倉石中市字高田、田、計6筆、面積は、●●㎡です。

4番、大字豊間内字豊間内、畑、計3筆、面積は、●●㎡です。

5番、大字上市川字畑田、田、1筆、面積は、●●㎡です。

1番から5番は、別添調査書にありますとおり農地法第3条第2項各号に該当するものではありません。ともに農作業の効率化、経営の安定、農地の保全を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題なく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件を満たしていると考えます。

御参考までに売買価格をお知らせします。

3番の売買価格は、●●円、10a 当たり●●円です。

4番の売買価格は、●●円、10a 当たり●●円です。

以上です。

議長（岩井） ただ今の事務局の説明に関連して、調査委員を代表して、佐々木喜克委員から、調査結果の報告をお願いいたします。

佐々木喜克委員 着座にて失礼します。農地法第3条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。議案書の5ページ、議案第11号と参考資料の19ページを御覧ください。

3月3日に岩井会長と鈴木徳治委員及び事務局職員3名で現地調査を行いました。

1番と2番は、譲渡人と譲受人は農地が隣同士で、1番の譲渡人は、当該農地を挟んで耕作していたが、作業効率が悪いことから、1番の譲渡人から申し出があり、農地を交換することにより、農地としての利便性が良くなることから、申し出をして交換するものです。1番の譲受人は、主にニンニク、2番の譲受人は、長いも、ごぼうを作付けするそうです。

3番は、譲渡人と譲受人は同じ集落で、譲渡人が、管理できなくなったため、譲渡人から申し出があり、農地を売買するものです。

譲受人は、水稻を作付けするそうです。

4番は、譲渡人と譲受人は親戚で、譲渡人が高齢になり、耕作できなくなったため、譲渡人から申し出があり、農地を売買するものです。譲受人は、りんごを作付けするそうです。

5番は、譲渡人と譲受人はいとこで、譲渡人が高齢になり、管理できなくなったため、譲渡人から申し出があり、農地を贈与するものです。譲受人は、育苗ハウスとする予定です。

以上で調査結果の報告を終わります。

議長（岩井） ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

議長（岩井） よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） それでは採決いたします。
議案第 11 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第 11 号は原案のとおり決定いたしました。

議長（岩井） 次に、議案第 12 号「農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（黒沢） それでは、議案書の 7 ページ、議案第 11 号と参考資料の 29 ページを御覧ください。

今月の農地法第 4 条許可申請は、1 議案 1 件です。

農地の所在は、大字倉石石沢字境●●番●●、地目は畑、面積は●●㎡です。転用目的は、倉庫建築による宅地になります。この農地区分は、その他の第 2 種農地と判断いたします。以上です。

議長（岩井） ただ今の事務局の説明に関連して、調査委員を代表して鈴木徳治委員から調査結果の報告をお願いいたします。

鈴木徳治調査委員 座ったままで失礼します。農地法第 4 条の許可申請に係る現地調査の結果を御報告いたします。議案書の 7 ページ、議案第 12 号と参考資料の 29 ページを御覧ください。3 条申請と同じく 3 月 3 日に現地調査を行いました。

1 番は、軽トラックや農業用機械を保管する場所がなかったため、自宅に隣接し、管理が容易な申請地に農業用倉庫を建築し、宅地に転用する計画です。申請地は、その他の 2 種農地で、昭和 36 年と平成 18 年より、申請人が転用許可を受けないまま建築していたため、許可申請をするものです。県知事宛の顛末書を添付しております。周囲の状況は、北側が町道で、東側と西側は畑で、西側は、自己所有の宅地となっており、汚水等は農業集落排水が整備されている地域であるため、農業集落排水により処理することから、周囲に影響

がないことを確認しております。

以上で調査結果の報告を終わります。

議長（岩井） ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

議長（岩井） よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） それでは採決いたします。
議案第 12 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第 12 号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

議長（岩井） 次に、議案第 13 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（黒沢） それでは、議案書の 8 ページ、議案第 13 号と参考資料の 39 ページを御覧ください。

今月の農地法第 5 条許可申請は、1 議案 1 件です。

1 番の農地の所在は、大字上市川字三方塚●●番、地目は畑、面積は、●●㎡、転用目的は、事業拡大による資材置き場です。資材置き場拡張の全体の面積は、●●㎡になりますけれども、そのうち農地の部分●●㎡を申請したものです。農地区分は、その他の 2 種農地と判断いたします。以上です。

議長（岩井） ただ今の事務局の説明に関連して、調査委員を代表して鈴木徳治委員から調査結果の報告をお願いいたします。

鈴木徳治調査委員 農地法第5条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。議案書の8ページ、議案第13号と参考資料の39ページを御覧ください。3条、4条申請と同じく3月3日に現地調査を行いました。

1番は、譲受人は、プレハブ倉庫を製作している会社で、業務拡大に伴い、既存の敷地が手狭となり、資材置き場を拡張するため、会社に隣接する申請地を売買により、資材置き場とする計画です。周囲の状況は、北側と東側と南側は山林で、西側は自己所有の会社となっており、汚水等は、浄化槽で処理しているため、汚水等は発生せず、周囲に影響がないことを確認しております。以上で調査結果の報告を終わります。

議長（岩井） ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

19番（鳥谷部） 参考までに、この職業欄の職業名を今までも書いていたか。ここに無職とかいてあるが。農地がこのほかにあるかどうか、農地を所有していて無職なのか。どう解釈すればいいのか。

事務局（黒沢） 職業欄ですけれども、参考資料にはありませんが、申請書にそのように明記してありましたので、表したものです。。

19番（鳥谷部） ちょっと判りかねるところがあるが、その辺のところ検討してください。
実際、農業に従事した経験があるかどうか。

事務局（黒沢） ちょっとそこまでは、わかりません。

佐々木喜克調査員 この●●●●さんですけれども、この前まで会社員で、今は食べる分の水田を作付けしている方です、畑も所有しているが、農機具を持っていないため、申請地も管理できていない状態でした。

15番（中川原） どこの代書屋か。

事務局（黒沢） 八戸市です。

15番（中川原） 欄にない方が、議案に記載しない方良いと思いますが。

議長（岩井） ただ今の回答については、十分検討したうえで、といたします。そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第13号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

調査委員の方々、ありがとうございました。
指定席にお戻りください。

（調査委員、指定席へ戻る。）

議長（岩井） 次に、議案第14号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

議案第14号の1番と2の1番については、北村勉委員に関する事案であるため、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、議事参与が制限されますので、審議終了まで退席をお願いいたします。

（北村 勉委員 退席）

議長（岩井） それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局（黒沢） それでは、議案書の9ページ、議案第14号を御覧ください。
五戸町長より令和3年2月25日付け五農林第498号で、農

用地利用集積計画の決定を求められています。1議案19件で、合計面積は、●●m²です。

では、1番と2の1番を御説明いたします。

1番の農地の所在は、大字浅水字六角、地目は田、面積は、●●m²、こちらは、新規で、5年間の使用貸借になります。

2の1番の農地の所在は、大字浅水字鶴巻田、地目は田、面積は、●●m²、こちらも5年間の使用貸借となります。以上です。

議長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

15番（中川原） これは、地図が参考資料に付かなかったか。

事務局（黒沢） 農業経営基盤強化促進法はいつも付けていない。

議長（岩井） ここで、事務局から補足説明があります。

事務局（黒沢） まず、大字浅水字六角ですけれども、こちらは借受者の方の水田が隣りであり、貸す形で作付けしてもらうことになり、字鶴巻田については、借受者の方が近いため、作付けしてもらうということで、交換という形になります。期間は、5年間になります。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第14号の1番と2の1番について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第14号の1番と2の1番は、原案のとおり決定しました。

ここで、北村勉委員を入室させてください。

（北村勉委員 入室、着席）

議長（岩井） 次に、議案第14号の2の2番から12の3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局（黒沢） それでは、2の2番から御説明いたします。

2の2番の農地の所在は、大字浅水字関口向の田が1筆、面積は、●●㎡、5年間の賃貸借で、賃借料は、10a当たり●●円、1年で●●円となります。

10ページを御覧ください。2の3番の農地の所在は、大字浅水字鶴巻田の田が1筆、面積は、●●㎡、5年間の賃貸借で、賃借料は、10a当たり●●円、1年で●●円となります。

3の1番の農地の所在は、字筒口川原の田が1筆、面積●●㎡、3年間の賃貸借で、賃借料は、10a当たり●●円、●●円となります。

3の2番の農地の所在は、字石仏上川原の田が1筆、面積は●●㎡、5年間の賃貸借で、賃借料は、●●円となります。

3の3番の農地の所在は、字姥堤、地目は田、面積は、●●㎡、5年間の賃貸借で、賃借料は、●●円で、●●円となります。

4の1番の農地の所在は、字姥堤、田が1筆、面積は、●●㎡、3年間の賃貸借で、賃借料は、10a当たり●●円、●●円となります。

4の2番の農地の所在は、字古堂後の田が3筆、面積は、合計で●●㎡、賃貸借となりますけれども、期間は令和4年12月までとなります。この期間については、同じ所有者から隣の田も借りており、そちらの貸借期間に合わせるため、令和4年の12月までとしました。この次の更新時期には、前に借りている田と今の田と一緒に更新する予定となります。賃借料は、10a当たり●●円、1年で●●円となります。

5番の農地の所在は、字八景の田が3筆、面積は、合計で●●㎡、1年間の賃貸借で、賃借料は、10a当たり●●円、●●円となります。

12ページを御覧ください。6番の農地の所在は、字下根前、地目は田、面積は、●●㎡、5年間の賃貸借で、賃借料は、10a当たり●●円、●●円となります。

7番の農地の所在は、字上根前と字太平楽、どちらも地目は田、面積は、合計で●●㎡、5年間の賃貸借で、賃借料は、10a当た

り●●円、1年で●●円となります。

8番の農地の所在は、大字切谷内字大森前川原、地目は田が2筆、面積は、合計で●●㎡、10年間の賃貸借で、賃借料は、10a当たり●●となります。

9番の農地の所在は、大字倉石石沢字石沢後、地目は田が2筆になります。面積は、合計で●●㎡、10年間の使用貸借となります。

10番の農地の所在は、大字倉石中市字栗ノ木、地目は畑、面積は、●●㎡、3年間の賃貸借で、賃借料は、10a当たり●●円、年で●●円になります。

11番は町有地になります。農地の所在は、大字倉石又重字中崎と字前田内沢、畑になります。合計面積は、●●㎡、5年間の賃貸借で、賃借料は、●●円、2筆で●●円になります。

14ページを御覧ください。12の1番から12の3番までは、農地中間管理事業を活用した一括方式による貸借です。

12の1番の農地の所在は、大字倉石中市字中市境田、地目は田で3筆になります。合計面積は、●●㎡、5年間の賃貸借で、賃借料は、10a当たり●●円、3筆で●●円となります。

12番の2の農地の所在は、大字倉石中市字中市境田の田が2筆、面積は、●●㎡、こちらは、5年間の賃貸借で、賃借料は、10a当たり●●円、2筆で●●円になります。

12の3番の農地の所在は、大字倉石中市字新山平の地目は田が2筆、面積は、●●㎡、5年間の賃貸借で、賃借料は、10a当たり●●円、2筆で、●●円となります。

12の2と12の3は同じ所有者ですけれども、賃借料が違うため、分けて申請されています。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

議長（岩井） よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） それでは採決いたします。

議案第 14 号の 2 の 2 番から 12 の 3 番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 (岩井) 全員賛成ですので、議案第 14 号の 2 の 2 番から 12 の 3 番は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 (岩井) 次に議案第 15 号「令和 3 年度五戸町農作業労働賃金等標準額の設定について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 (赤坂) 議案書の 15 ページ議案第 15 号を御覧ください。
令和 3 年度五戸町農作業労働賃金等標準額の設定についてでございます。

2 月 25 日に役場庁舎において、五戸町と新郷村の農業委員会会長と会長職務代理者、事務局で標準額改定の打合せ会を行いました。
16 ページを御覧ください。

青森県最低賃金が、令和 2 年 10 月 3 日から●●円となり、昨年より、●●円引き上げになりましたが、8 時間当たりになると●●円であるため、水田・畑作一般作業、果樹のせん定以外の賃金は、前年同額の●●円に据え置きとしております。果樹のせん定につきましては、隣接市町村が、●●円に引き上げて設定しており、均衡を図るため、前年●●円から●●円引き上げ、●●円といたしました。

次に農業機械の利用料についてですが、田植え作業について、隣接市と均衡を図るため、前年の●●円を●●円引き上げ、●●円といたしました。

次に 2 月の総会時にブームスプレーヤーの薬剤散布について、設定してはどうかとの意見がありましたので、県内他市町村の標準額を調査したところ、上十三地区で設定があり、その設定金額を参考に設定いたしました。10 a 当たり薬剤費別で、●●円となっております。その他の標準額は、近隣市町村と均衡が図られているため、前年と同額の据え置きとしております。説明は以上となります。

議 長 (岩井) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

13番（竹原） ブームスプレーヤーありがとうございます。これは、上北地区が、この単価ということか。

事務局（赤坂） 全部ではありませんが、2町村設定されていて、●●円から●●円でしたので、●●円としました。

議長（岩井） そのほかございますか。よろしいですか

（「なし」の声あり）

議長（岩井） それでは採決いたします。
議案第15号について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第15号は原案のとおり決定いたしました。

議長（岩井） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。
これをもって、令和3年第3回五戸町農業委員会総会を閉会いたします。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

令和3年3月12日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員